

# 清飲検協会報

## 【お知らせ】

### ○ 当協会から

当会は、令和6年度第2回定時理事会議を3月25日（火）に都内のアーバンネット大手町ビル LEVEL XXI 東京會館において行い、令和7年度事業計画書等の提出議案はすべて承認されました。

また、令和6年度事業報告等については、5月末に行う理事会に提出しその後当協会ホームページに掲載する予定です。

### ○ 消費者庁関係

消費者庁が、3月6日に開催した令和6年度第5回日本版包装前面栄養表示に関する検討会の資料の一部と今後の予定を参考に掲載します。

## 【目次】

### ○ 消費者庁関係

令和6年度第5回日本版包装前面栄養表示に関する検討会資料	2
家計支出から見た全国1世帯当たりの食料費支出金額	8
炭酸飲料 JAS 格付実績	9
果実飲料の依頼検査実績	10
炭酸飲料 2024年月別・容器別 JAS 格付数量	11
果実飲料 2024年月別・容器別 JAS 格付数量（直接飲料）	12
炭酸飲料区分別・容器別の格付数量	13

編集 一般財団法人 日本清涼飲料検査協会

〒108-0023 東京都港区芝浦2-17-13 保坂興産ビル TEL 03-3455-6851 FAX 03-3455-6852

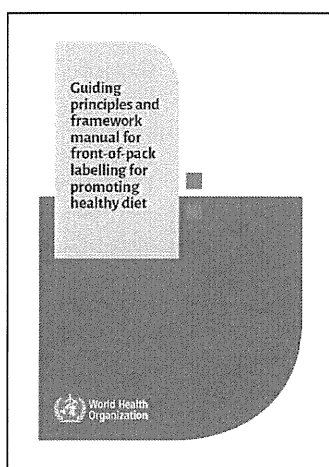
<http://www.seiryouken.jp> E-mail [info@seiryouken.jp](mailto:info@seiryouken.jp)

# 日本版包装前面栄養表示の 位置付けについて

消費者庁食品表示課  
2025（令和7）年3月

## WHOにおけるFOPNLガイドライン

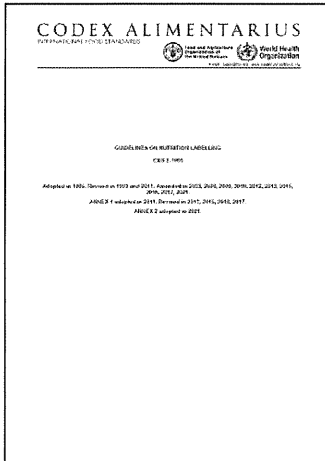
消費者の健康的な食品選択を助けるため、諸外国における重要な政策ツールであるとして、WHOは2019年にFOPNLのガイドラインを公表。



- ✓ FOPNLは、WHOやコーデックス委員会のガイドライン等の健康・栄養政策に沿ったものであるべきである。
- ✓ FOPNLの効果を高めるように、単一の取組を開発すべきである。
- ✓ FOPNLのためには、栄養成分表示の義務化が前提条件である。
- ✓ FOPNLの一部として、モニタリングや評価する仕組みについても開発すべきである。
- ✓ FOPNLの目的、対象食品及び一般原則については、理解しやすく、かつ、簡単にアクセスできるようにすべきである。

# コーデックス委員会におけるFOPNLガイドライン

第43回食品表示部会（2015年）からFOPNLの議論を開始。第46回食品表示部会（2021年）において全てのセクションの検討を終了し、栄養表示に関するガイドライン(CXG 2-1985)の附属文書2に「包装前面栄養表示に関するガイドライン」を位置付けることに合意。第44回総会（2021年）において当該ガイドラインを承認。



- ✓ 国内の法律に沿って、任意又は義務とすることができる。
- ✓ 各国で政府が推奨するFOPNLは1つだけであるべきである。
- ✓ 根拠に基づいた国又は地域の食事ガイダンス若しくはそれが無い場合は健康・栄養政策に沿ったものでなければならない。
- ✓ FOPNLは政府主導であるべきであるが、民間部門、消費者、学界、公衆衛生学会などを含む全ての利害関係者と協働して開発すべきである。



GUIDELINES ON NUTRITION LABELLING CXG 2-1985,  
ANNEX 2: GUIDELINES ON FRONT-OF-PACK NUTRITION LABELLING (コーデックス委員)

## 諸外国におけるFOPNLの取組事例

### 閾値・カテゴリー又はスコアリング型

#### 任意表示



スウェーデン王国



シンガポール共和国

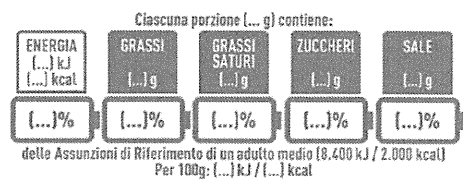


フランス共和国

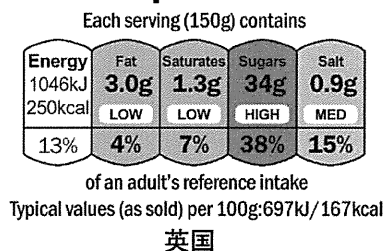


オーストラリア連邦

### 栄養素含有量表示型



イタリア共和国



英国

#### 義務表示



メキシコ合衆国



カナダ

Nutritive values per package  
Consumption should be split into 2.5 times


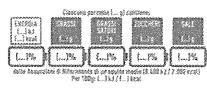


Energy	Total sugar	Total fat	Sodium
410 kcal	0 g	22 g	310 mg
*21%	*0%	*34%	*13%

\*calculated as percentage of recommended daily intake

タイ王国



# 諸外国における栄養成分表示及びFOPNL制度(1)

	スウェーデン王国	英国	イタリア共和国	フランス共和国	オーストラリア連邦
<栄養成分表示> 表示を義務付けている栄養成分等	熱量、たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、炭水化物、糖類、食塩	熱量、たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、炭水化物、糖類、食塩	熱量、たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、炭水化物、糖類、食塩	熱量、たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、炭水化物、糖類、食塩	熱量、たんぱく質、炭水化物、糖類、脂質、飽和脂肪酸、ナトリウム
<FOPNL> シンボル例					
デザイン	任意表示 前向きなシンボルマーク(複数の栄養素を要約)	任意表示 栄養素毎の表示(色分けあり)	任意表示 栄養素毎の表示(色分け無し)	任意表示 複数の栄養素/食品を要約	任意表示 複数の栄養素/食品を要約
目的	健康的な消費の促進	健康的な消費の促進/ 不健康な消費の防止	健康的な消費の促進/ 不健康な消費の防止	健康的な消費の促進/ 不健康な消費の防止	健康的な消費の促進/ 不健康な消費の防止
FOPNLの評価等に用いる栄養成分等	脂質、飽和脂肪酸、糖類、食物繊維、食塩	熱量、脂質、飽和脂肪酸、糖類、食塩	熱量、脂質、飽和脂肪酸、糖類、食塩	熱量、たんぱく質、飽和脂肪酸、糖類、食物繊維、食塩、野菜類、果実類、種実類、豆類	熱量、たんぱく質、飽和脂肪酸、糖類、食物繊維、ナトリウム、野菜類、果物類、種実類、豆類
FOPNLの法的な位置付け	なし(北欧栄養勧告等に基づくガイドライン)	なし(EU規則第1169/2011号第35、36、37条を参考にしたガイドライン)	なし(EU規則第1169/2011号第35、36、37条を参考にしたマニュアル)	なし(EU規則第1169/2011号第35、36、37条を参考にしたQ&A)	一部あり(基準第3部表示の枠組み及び一般原則1.2.7の例外事項として取組のみを規定)



消費者庁

# 諸外国における栄養成分表示及びFOPNL制度(2)

	シンガポール共和国	タイ王国	カナダ	アメリカ合衆国	<参考情報> 中華人民共和国
<栄養成分表示> 表示を義務付けている栄養成分等 (下線は栄養等表示基準値に占める割合の表示が必要)	熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物	熱量、たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、炭水化物、食物繊維、糖類、ナトリウム、ビタミンA、ビタミンB1、ビタミンB2、カルシウム、鉄	熱量、たんぱく質、脂肪、飽和脂肪酸、コレステロール、トランス脂肪酸、炭水化物、糖類、食物繊維、ナトリウム、カルシウム、鉄、カリウム	熱量、たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、トランス脂肪酸、炭水化物、糖類、添加糖類、食物繊維、ナトリウム、ビタミンD、カルシウム、鉄、カリウム	熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム
<FOPNL> シンボル例					
デザイン	任意表示 前向きなシンボルマーク(複数の栄養素/食品を要約)	義務表示 栄養素毎の表示(色分け無し)	義務表示 警告のシンボルマーク(栄養素毎)	警告のシンボルマーク(栄養素毎)	
目的	健康的な消費の促進	健康的な消費の促進/ 不健康な消費の防止	不健康な消費の防止	不健康な消費の防止	
FOPNLの評価等に用いる栄養成分等	熱量、脂質、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、コレステロール、糖類、食物繊維、ナトリウム、カリウム、カルシウム、全粒穀類、Glycemic Index	熱量、脂質、糖類、ナトリウム	飽和脂肪酸、糖類、ナトリウム	飽和脂肪酸、糖類、ナトリウム  ※2025(令和7)年1月16日よりパブリック・コメントを開始。	
FOPNLの法的な位置付け	なし(ガイドライン)	あり(保健省告示第394号B.E2561に規定)	あり(食品医薬品規則B.01.350に規定)		



消費者庁

# 食品関連事業者の自主的な取組の取扱い

消費者の適正体重の維持や食塩摂取量の減少等の取組を促すためには、消費者自身の健康リテラシーや食文化に配慮するだけでなく、食品関連事業者の実行可能性も踏まえていくことが重要である。(略) 我が国において、食品関連事業者の自主的な取組はあるが、FOPNLの取組数は少なく、統一もされていない状況である。

(令和5年度「我が国における包装前面栄養表示の検討の方向性」から抜粋)

- 第3回検討会で報告した表示実態調査の結果、**栄養成分等を容器包装の前面に表示している食品については、15.7% (117食品/745食品)**であった。
- これらの食品関連事業者の**自主的な取組は、消費者の食品へのアクセスや情報へのアクセスを向上するもの**であると考えられる。
- 食環境づくりを推進する観点から、すでに**消費者が利用している食品関連事業者の自主的な取組が当面の間、維持できるようにすること**としたい。



## 日本版包装前面表示の様式案

1食分(1袋)当たり

エネルギー 92kcal	たんぱく質 3.5g	脂質 1.4g	炭水化物 16.5g	食塩相当量 2.6g
4%	6%	2%	5%	35%

%は、栄養素等表示基準値に占める割合

1食分(1袋)当たり

エネルギー 92kcal	たんぱく質 3.5g	脂質 1.4g	炭水化物 16.5g	食塩相当量 2.6g
4%	6%	2%	5%	35%

%は、栄養素等表示基準値に占める割合

1食分(1袋)当たり

エネルギー 92kcal	たんぱく質 3.5g	脂質 1.4g	炭水化物 16.5g	食塩相当量 2.6g
4%	6%	2%	5%	35%

%は、栄養素等表示基準値に占める割合



# 食品表示基準における位置付けについて

## 食品表示基準に位置付けない場合

<利点>

- 食品関連事業者による柔軟な対応が可能となり、その結果、自主的な取組が進み、食環境づくりの推進が期待できる。
- 改正が比較的容易なため、課題が生じた際に迅速かつ柔軟に対応できる。

<欠点>

- 様式やルールが十分に統一されない可能性がある。

## 食品表示基準に位置付ける場合

<利点>

- 例えば、「食品表示基準」及び「食品表示基準について（次長通知）」に位置付けることによって、当該取組を推奨表示事項と説明することができる。
- 様式やルールを厳格に統一することができる。

<欠点>

- あくまで任意表示事項であるため、ごく一部の食品にしか取組がなされていない現段階で規制的な措置を導入すると、法令違反への懸念等から、導入に踏み切れない食品関連事業者が多くなる可能性がある。



9

# 日本版包装前面栄養表示の位置付けについて

- これらを踏まえると、現時点で日本版包装前面栄養表示の普及に必要なことは、自主的に先行して行われている食品関連事業者の取組を妨げることなく、これから取り組む食品関連事業者に対して一定のルール及びその望ましい在り方を示すことではないか。
- 当該ガイドラインを作成後にも、消費者や食品関連事業者の双方にとって、分かりにくい部分があれば、迅速かつ柔軟に対応※できるようにする。
- 一方、さまざまな形態の包装前面栄養表示が乱立し、消費者にわかりにくい状況が生じた場合には、規制的な手法も検討する必要がある。
- したがって、現時点において食品表示基準に位置付け、様式やルールを統一化するのではなく、当面の間、法令上の義務は課さない独立したガイドラインとしてはどうか。



※諸外国においてもFOPNLガイドラインを公表後に、当該ガイドラインを改正（オーストラリア連邦：第7版、カナダ：第2版、英国：第2版）する例も少なくない。

10

「令和7年度 日本版包装前面栄養表示に関する検討会」  
開催スケジュール等

	実施予定時期	議題等
	2025（令和7）年 4月以降	日本版包装前面栄養表示の様式案について消費者アンケート調査の実施
第1回	2025（令和7）年 6月以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本版包装前面栄養表示の様式</li> <li>・日本版包装前面栄養表示ガイドライン（案）①</li> </ul>
	2025（令和7）年 8月以降	日本版包装前面栄養表示ガイドライン（案）についてパブリック・コメントの実施
第2回	2025（令和7）年 10月以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本版包装前面栄養表示ガイドライン（案）②</li> </ul>

家計調査・飲料費支出額

家計支出から見た全国1世帯当たりの食料費支出金額《用途分類》

資料:総務省統計局家計調査報告

	2025年1月 円	2024年1月 円	前年対比 %	2025年1月 ~12月(円)	2024年1月 ~12月(円)	前年対比 %
○消費支出	305,521	289,467	105.5	305,521	289,467	105.5
○食料	83,366	78,792	105.8	83,366	78,792	105.8
食料のうち						
果物	3,059	2,994	102.2	3,059	2,994	102.2
菓子類	7,369	7,080	104.1	7,369	7,080	104.1
飲料	5,002	4,749	105.3	5,002	4,749	105.3
酒類	3,020	2,948	102.4	3,020	2,948	102.4
外食	13,642	12,789	106.7	13,642	12,789	106.7
牛乳	1,205	1,288	93.6	1,205	1,288	93.6

家計支出から見た全国1世帯当たりの飲料費支出金額《品目分類》

	2025年1月 円	2024年1月 円	前年対比 %	2025年1月 ~12月(円)	2024年1月 ~12月(円)	前年対比 %
○飲料	5,064	4,814	105.2	5,064	4,814	105.2
茶類	1,061	1,005	105.6	1,061	1,005	105.6
緑茶	242	242	100.0	242	242	100.0
紅茶	75	79	94.9	75	79	94.9
他の茶葉	133	131	101.5	133	131	101.5
茶飲料	611	552	110.7	611	552	110.7
コーヒー・ココア	1,178	1,134	103.9	1,178	1,134	103.9
コーヒー	757	735	103.0	757	735	103.0
コーヒー飲料	367	353	104.0	367	353	104.0
ココア・ココア飲料	54	46	117.4	54	46	117.4
他の飲料	2,824	2,675	105.6	2,824	2,675	105.6
果実・野菜ジュース	521	498	104.6	521	498	104.6
炭酸飲料	535	490	109.2	535	490	109.2
乳酸菌飲料	467	465	100.4	467	465	100.4
乳飲料	241	208	115.9	241	208	115.9
ミネラルウォーター	331	332	99.7	331	332	99.7
スポーツドリンク	75	84	89.3	75	84	89.3
他の飲料のその他	654	597	109.5	654	597	109.5



1. 容器別 (KL)

毎-SOT缶+ボトル缶

	容量 ml	2025年2月	前年比%	2025年1~2月	前年比%	シェア%
リターナブル	190	1,993	72.5	4,053	73.9	4.6
	200	20	23.3	20	13.1	0.0
	207	267	50.5	763	78.4	0.9
	242	0	-	0	-	0.0
	その他	0	-	0	-	0.0
小計		2,280	67.8	4,836	73.1	5.5
ワンウェイ	110~160	13	46.4	13	46.4	0.0
	300	269	106.7	413	95.6	0.5
	350	0	-	0	-	0.0
	その他	403	85.6	725	98.9	0.8
小計		685	91.2	1,151	96.5	1.3
PET	500	3,060	32.2	6,391	33.2	7.3
	1,500	23,318	67.2	47,808	76.3	54.4
	その他	480	6.1	947	7.5	1.1
小計		26,858	51.6	55,146	58.3	62.8
缶	160	1,177	64.9	2,687	76.6	3.1
	250	1,704	35.8	4,194	52.5	4.8
	350	4,231	64.7	10,045	94.4	11.4
	500	4,374	73.5	8,311	90.7	9.5
	その他	618	85.6	1,469	82.4	1.7
小計		12,104	61.2	26,706	80.7	30.4
合計 (KL)		41,927	55.2	87,839	64.8	100.0

2. 区分別 (KL)

区分	2025年2月	前年比%	2025年1~2月	前年比%	シェア%
1. 水に二酸化炭素を圧入した もの	1,072	68.1	1,976	62.9	2.2
2. 果汁・果汁ピューレ・乳又は乳 製品を加えたもの	9,519	73.4	17,960	72.1	20.4
3. 果汁又は果汁を印象づける 色及び香りをつけたもの	20	-	20	105.3	0.0
4. 1.2及び3以外のもの	31,316	51.0	67,883	63.2	77.3
合計 (KL)	41,927	55.2	87,839	64.8	100.0

# 果実飲料の依頼検査実績

果実飲料2団体

			2025年 2月	2024年 2月	前年対比 (%)	2025年 1月～2月	2024年 1月～2月	前年対比 (%)	シェア
直接飲料 (kℓ)	果実ジュース	缶	198	317	62.5	473	784	60.3	
		びん	333	965	34.5	634	1,657	38.3	
		その他	1,357	1,799	75.4	2,809	3,385	83.0	
		計	1,888	3,081	61.3	3,916	5,826	67.2	20.5
	(果汁入り飲料 50%以上)	缶	0	22	—	0	22	—	
		びん	0	0	—	0	8	—	
		その他	0	24	—	0	30	—	
		計	0	46	—	0	60	—	—
	(果汁入り飲料 果肉)	缶	88	117	75.2	176	175	100.6	
		びん	0	0	—	0	0	—	
		その他	0	0	—	0	0	—	
		計	88	117	75.2	176	175	100.6	0.9
	(果汁入り飲料 50%未満)	缶	151	56	269.6	287	170	168.8	
		びん	210	252	83.3	343	462	74.2	
		その他	6,550	5,644	116.1	12,841	10,422	123.2	
		計	6,911	5,952	116.1	13,471	11,054	121.9	70.5
	果汁入り飲料 (乳・野菜汁) 及び果実野菜 ミックスジュース	缶	0	0	—	6	0	—	
		びん	0	0	—	14	0	—	
		その他	106	127	83.5	229	229	100.0	
		計	106	127	83.5	249	229	108.7	1.3
	果実ジュース・ 炭酸入り飲料	缶	0	0	—	0	0	—	
		びん	712	699	101.9	1,290	1,106	116.6	
		その他	0	0	—	0	0	—	
		計	712	699	101.9	1,290	1,106	116.6	6.8
果実ジュース・ 果粒入り飲料	缶	0	0	—	0	0	—		
	びん	0	0	—	0	0	—		
	その他	0	0	—	0	0	—		
	計	0	0	—	0	0	—	—	
容器別	缶	437	512	85.4	942	1,151	81.8	4.9	
	びん	1,255	1,916	65.5	2,281	3,233	70.6	11.9	
	その他	8,013	7,594	105.5	15,879	14,066	112.9	83.1	
	合計	9,705	10,022	96.8	19,102	18,450	103.5	100.0	
き釈用 (L)	果実ジュース		0	0	—	0	0	—	—
	果汁入り飲料	50%以上	0	0	—	0	0	—	—
		50%未満	32,724	13,794	237.2	48,405	52,415	92.3	100.0
		混合	0	0	—	0	0	—	—
合計		32,724	13,794	237.2	48,405	52,415	92.3	100.0	

炭酸飲料2025年・月別・容器別JAS格付数量

一般財団法人日本清涼飲料検査協会

月	単位	リターナブル瓶		ワンウェイ瓶		PET瓶		缶		合計		前年 対比%			
		数量KL	シェア%	前年対比%	数量KL	シェア%	前年対比%	数量KL	シェア%	前年対比%	数量KL		C/S		
1	KL	2,556	5.6	78.7	466	1.0	105.4	28,288	61.6	66.5	14,602	31.8	109.7	45,912	77.1
	C/S	551,405	10.1	78.4	83,834	1.5	108.9	3,009,548	55.3	73.2	1,793,269	33.0	103.7	5,438,056	82.1
2	KL	2,280	5.4	67.8	685	1.6	91.2	26,858	64.1	51.6	12,104	28.9	61.2	41,927	55.2
	C/S	494,365	10.1	68.0	119,554	2.4	89.8	2,859,899	58.3	55.9	1,432,499	29.2	59.3	4,906,317	58.5
3	KL														
	C/S														
4	KL														
	C/S														
5	KL														
	C/S														
6	KL														
	C/S														
7	KL														
	C/S														
8	KL														
	C/S														
9	KL														
	C/S														
10	KL														
	C/S														
11	KL														
	C/S														
12	KL														
	C/S														
合計	KL	4,836	5.5	73.1	1,151	1.3	96.5	55,146	62.8	58.3	26,706	30.4	80.7	87,839	64.8
	C/S	1,045,770	10.1	73.1	203,388	2.0	96.8	5,869,447	56.7	63.6	3,225,768	31.2	77.9	10,344,373	68.9
前年	KL	6,612	4.9	-	1,193	0.9	-	94,598	69.8	-	33,090	24.4	-	135,493	-
同期	C/S	1,430,409	9.5	-	210,121	1.4	-	9,225,685	61.5	-	4,143,326	27.6	-	15,009,541	-

④

2025年容器別JAS実績(直接飲料)

( )内は前年対比

	缶		びん		紙		その他		PET		合計
	KL	シェア%	KL	シェア%	KL	シェア%	KL	シェア%	KL	シェア%	KL
1	505 (79.0)	5.4	1,026 (77.9)	10.9	791 (75.9)	8.4	39 (95.1)	0.4	7,036 (130.6)	74.9	9,397 (111.5)
2	437 (85.4)	4.5	1,255 (65.5)	12.9	821 (69.6)	8.5	69 (66.3)	0.7	7,123 (112.9)	73.4	9,705 (96.8)
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
合計	942 (81.8)	4.9	2,281 (70.6)	11.9	1,612 (72.5)	8.4	108 (74.5)	0.6	14,159 (121.0)	74.1	19,102 (103.5)
前年同期	1,151	6.2	3,233	17.5	2,222	12.0	145	0.8	11,699	63.4	18,450

※果汁協・清涼飲料検合計

炭酸飲料 区別の格付数量（統計期間：2025年1月～2025年12月）

一般財団法人日本清涼飲料検査協会

区別	月別	2025年2月			2024年2月			前年 対比%	2025年1月～2025年2月			2024年1月～2024年2月			前年 対比%
		びん・PET	缶	計	びん・PET	缶	計		びん・PET	缶	計	びん・PET	缶	計	
1. 水に二酸化炭素を圧入したもの	c/s	209,125	2,355	211,480	288,502	32,416	320,918	66	393,439	2,355	395,794	544,704	98,938	643,642	61
	kl	1,061	11	1,072	1,420	155	1,575	68	1,965	11	1,976	2,667	474	3,141	63
2. 果汁・果汁ジュース・乳又は乳製品を加えたもの	c/s	793,989	242,535	1,036,524	1,012,745	340,695	1,353,440	77	1,458,824	499,924	1,958,748	1,996,449	622,116	2,618,565	75
	kl	7,491	2,028	9,519	9,960	3,002	12,962	73	13,816	4,144	17,960	19,670	5,245	24,915	72
3. 果汁又は果汁を印象づける色及び香りをつけたもの	c/s	4,075	0	4,075	0	0	0	-	4,075	0	4,075	3,971	0	3,971	103
	kl	20	0	20	0	0	0	-	20	0	20	19	0	19	105
4. 1.2及び3以外のもの	c/s	2,466,629	1,187,609	3,654,238	4,670,970	2,041,261	6,712,231	54	5,262,267	2,723,489	7,985,756	8,321,091	3,422,272	11,743,363	68
	kl	21,251	10,065	31,316	44,797	16,624	61,421	51	45,332	22,551	67,883	80,047	27,371	107,418	63
合計	c/s	3,473,818	1,432,499	4,906,317	5,972,217	2,414,372	8,386,589	59	7,118,605	3,225,768	10,344,373	10,866,215	4,143,326	15,009,541	69
	kl	29,823	12,104	41,927	56,177	19,781	75,958	55	61,133	26,706	87,839	102,403	33,090	135,493	65

⑥